

E 転入者の方

- ・ 令和 6 年分所得税（定額減税前）が 0 円ではない
- ・ 令和 6 年度住民税の定額減税前所得割額が 0 円ではない

上記対象者で以下のいずれかに該当される方については、支給確認書を送付します。

- ・ 確定申告をされた方で確定申告書第一表④④－④③> 0 円
- ・ 令和 6 年分源泉徴収票の摘要欄の控除外額が 0 円ではない
- ・ 【令和 5 年分所得】よりも【令和 6 年分所得】の方が少なかった
- ・ 令和 5 年分の所得について税の修正申告を行い住民税所得割額が減少した
- ・ 令和 6 年中に扶養親族が増えた

確認書が届いた方

根拠資料と本人確認書類等を添付して令和 7 年 1 0 月 3 1 日までに福祉政策課へ提出してください。改めて審査をして、対象となった方に給付します。

確認書が届かない方

給付対象になる可能性がありますので、申請窓口（0838-25-3660）にお問い合わせください。